

自治基本条例を考える会議

第 1 分科会検討結果

平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日

1 - 1 前文

前文の構成要素を次の5点に分け、盛り込むべきキーワードをKJ法により洗い出し、分類して整理した。

- (1) まちの歴史，文化や環境
- (2) 過去・現在における自治への取組
- (3) 新たな自治のかたちやまちのあるべき姿
- (4) その実現に向けての市民の主体性と市政への参加，
市民と市との協働の必要性
- (5) 自治基本条例を制定することの意義や決意

1－1 前文

(1) まちの歴史，文化や環境

＜条例に盛り込むべきと考えられるキーワード＞

ア 日光連山から続く山並のふもと

イ 鬼怒川を有することに由来する肥沃な土壌，豊富な水・緑，農環境

ウ 災害が少なく，恵まれた自然環境

エ 門前町，城下町

オ 関東平野の中心

(2) 過去，現在における自治への取組

＜条例に盛り込むべきと考えられるキーワード＞

ア 過去，（戦災等による焼失等の）幾多の困難を乗り越えてきたこと。

イ 平和，福祉，環境等に配慮した取組を行ってきたこと。

1－1 前文

(3) 新たな自治のかたちやまちのあるべき姿

未来を指向し、
新しい何かを
求め、創って
いくこと

お互いを思い
やること、や
さしさ

<住みやすいまち>

(例)

- ・ 活力あるまち
- ・ 環境に配慮したまち
- ・ 農・商・工のバランスのとれたまち 等

(具体的事例)

- ・ 100万都市・政令指定都市
- ・ 選ばれるまち
- ・ 循環型社会構築
- ・ 新しい文化の創造
- ・ うつくしの宮 等

<思いやりのある社会>

(例)

- ・ みんなが安心して幸せに暮らせるまち
- ・ 共生社会 等

(具体的事例)

- ・ 都市部と農村部の交流
- ・ 規範意識の醸成 等

市民福祉（幸せ）
の本質

※ 2つの方向性がある。

目指すべき「新たな自治のかたち」、
まちのあるべき姿

1－1 前文

(3) 新たな自治のかたちやまちのあるべき姿

(案1) 目指すべき「新たな自治のかたち」，「まちのあるべき姿」のみを記載する書き方

- ・ 環境にも配慮しつつ，農・商・工のバランスをとりながら活力をもって発展していくことができるなどの， **より住みやすいまち**を構築しようとしていること。
- ・ 多種多様な人々がお互いを尊重しながら共生できていけるなどの， **より思いやりのある社会**を構築しようとしていること。

(案2) 市民福祉の本質的なところにも触れる書き方

- ・ 未来を指向し，新しい何かを求め，創っていこうとするなかで， **より住みやすいまち**を構築していこうとしていること。
- ・ やさしさをもち，お互いを思いやっていこうとするなかで， **より思いやりのある社会**を構築していこうとしていること。

1－1 前文

- (4) その実現に向けての市民の主体性と市政への参加，
市民と市の協働の必要性

(上記キーワードをさらに整理する方向で検討していく。)

- (5) 自治基本条例を制定することの意義や決意

「自治の理念を明らかにし，市民等，自治を担う者の協調のあり方，権利と責務，自治の基本的な仕組みを定め，市民主体のまちづくり・市民主権を確立して，公共的な市民の福祉を向上させていくために，この条例を制定すること。」

1－2 総則

(1) 条例の目的

(前文の「(5)自治基本条例を制定することの意義や決意」と同趣旨であることから、提言書検討委員会で整理)

(2) 定義…「自治」の定義

- ・自治（まちづくり）が、公共的な市民の福祉を向上するための活動であること。
- ・自治には、市民等によって担われる部分、市民等と市で協力して担われる部分、行政により担われる部分があること。

(3) 位置付け

「市は、条例の制定、政策の実施等にあたり、自治基本条例の趣旨を尊重しなければならない。」

※ 市が、自治基本条例の趣旨・理念を受けて、条例の制定、政策を実施すべきことは、「市政運営の仕組み」に規定することを検討

1－3 自治の基本理念

…まちづくりの基本的な考え方

- ・「**市民主体のまちづくりを進める**」または「**市民主権を確立する**」ことによって、
- ・「**新たな自治のかたちやまちのあるべき姿**」（より住みやすいまち、より思いやりのある社会）を実現し、**公共的な市民の福祉を向上させていくこと。**

1－4 自治の基本原則

…自治の基本理念を実現していくための手段・進め方

- **協働・市民参画**…自治を担う各主体が共通の目標を実現するために、対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して、効果的に自治に取り組むこと。
- **情報共有**…個人情報の保護に配慮しつつ、市民間、市民との市の間で、まちづくりに関する情報の共有を図ること。

1－4 自治の基本原則

● 個人の尊重

…市民等の権利が尊重され、その個性及び能力がまちづくりに生かされるよう努めること。

● 自己決定・自己責任

…自治を担う各主体は、自ら考え、決定し、自らの発言、行動に責任を持つこと。

● 人づくり

…他者を理解し共により良く生きるため、自己決定・自己責任のもと、主体的に地域の課題を解決し、自治を担うことができる人物を育成していくこと。

● 社会資源の利活用

…各主体は、自治の推進に当たっては、それぞれが有効に社会資源を利活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努めていくこと。